

文例（子供がいない場合）

①相続人が配偶者と遺言者の兄弟姉妹の場合

第1条 遺言者は、遺言者の有する一切の財産を、妻〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

第2条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住 所 東京都〇〇区〇〇・・・
職 業 〇〇〇
氏 名 〇〇〇〇
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

本遺言があれば、私の兄弟姉妹には遺留分がないので、私の一切の財産をあなたが相続できます。安心してください。

｜相続人に注意

遺言者の夫婦に子供がいない場合は配偶者がすべて相続出来ると思われがちですが、そうとは限りません。遺言書を残していないと、配偶者以外の者に財産が行く可能性がありますので、注意しましょう。子供がいない夫婦の一方が死亡した場合、残された配偶者と被相続人の両親（相続分は、配偶者が3分の2、両親が3分の1）、もしくは両親（直系尊属）が亡くなっている場合は、配偶者と兄弟姉妹（相続分は、配偶者が4分の3、兄弟姉妹が4分の1）が相続人となります。夫婦で築いた財産が、両親（直系尊属）ならまだしも兄弟姉妹にも配分しなければいけない場合があります。しかも兄弟姉妹のうちすでに亡くなっている者がいた場合は、甥や姪が代襲して相続人となります。ただし、兄弟姉妹または甥姪には遺留分はありませんので、遺言で、配偶者に一切の財産を相続させることによって、兄弟姉妹または甥姪などに財産を渡すようなことはなくなります。

｜付言事項を利用

付言事項として、「兄弟姉妹には遺留分がないので、兄弟姉妹に遺留分を請求されても、渡すことはない」ということを一筆書いておけば、配偶者も安心でしょう。

文例（子供がいない場合）

②夫婦相互遺言

夫

- 第1条 遺言者は、遺言者の有する一切の財産を、妻〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。
- 第2条 遺言者は、遺言者の死亡以前に妻〇〇〇〇が死亡したときは、遺言者の有する一切の財産を、受遺者〇〇〇〇（生年月日 住所）に包括して遺贈する。
- 第3条 遺言者は、祭祀主宰者として、第1条の場合は妻〇〇〇〇を、第2条の場合は受遺者〇〇〇〇をそれぞれに指定する。
- 第4条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。
- | | |
|------|-------------|
| 住 所 | 東京都〇〇区〇〇・・・ |
| 職 業 | 〇〇〇 |
| 氏 名 | 〇〇〇〇 |
| 生年月日 | 〇〇年〇〇月〇〇日 |

妻

- 第1条 遺言者は、遺言者の有する一切の財産を、夫〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。
- 第2条 遺言者は、遺言者の死亡以前に夫〇〇〇〇が死亡したときは、遺言者の有する一切の財産を、受遺者〇〇〇〇（生年月日 住所）次の者に包括して遺贈する。
- 第3条 遺言者は、祭祀主宰者として、第1条の場合は夫〇〇〇〇を、第2条の場合は受遺者〇〇〇〇をそれぞれに指定する。
- 第4条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。
- | | |
|------|-------------|
| 住 所 | 東京都〇〇区〇〇・・・ |
| 職 業 | 〇〇〇 |
| 氏 名 | 〇〇〇〇 |
| 生年月日 | 〇〇年〇〇月〇〇日 |

｜相続人に注意

遺言者の夫婦に子供がいない場合は配偶者がすべて相続出来ると思われがちですが、そうとは限りません。遺言書を残していないと、配偶者以外の者に財産が行く可能性がありますので、注意しましょう。子供がいない夫婦の一方が死亡した場合、残された配偶者と被相続人の両親（相続分は、配偶者が3分の2、両親が3分の1）、もしくは両親（直系尊属）が亡くなっている場合は、配偶者と兄弟姉妹（相続分は、配偶者が4分の3、兄弟姉妹が4分の1）が相続人とな

ります。夫婦で築いた財産が、両親（直系尊属）ならまだしも兄弟姉妹にも配分しなければいけない場合があります。しかも兄弟姉妹のうちすでに亡くなっている者がいた場合は、甥や姪が代襲して相続人となります。ただし、兄弟姉妹または甥姪には遺留分はありませんので、遺言で、配偶者に一切の財産を相続させることによって、兄弟姉妹または甥姪などに財産を渡すようなことはなくなります。

｜ 予備的遺言 夫婦相互遺言

遺言者が高齢者であれば、その配偶者も高齢であると考えられますし、遺言に記載した相続人や受遺者が、遺言者より先に死亡することも残念ながら十分にあり得る事です。遺言により、配偶者に一切の財産を相続させるとしても、遺言者より先に相続人が亡くなってしまうと、予定していた財産の承継は無効となりますので、せっかく作った遺言も無駄になってしまいます。予備的遺言で、万が一に備えて前もって次に相続させる者もしくは遺贈する相手を決めておくことができます。さらに、上記のような夫婦相互遺言を作成することで、次に相続させる相続人もしくは遺贈する相手を決めておけば、新たに遺言を作成し直す必要がなくなります。

｜ 共同遺言の禁止

夫婦相互遺言といっても、夫婦が同一の証書を用いて遺言をすることは禁止されています。2人で遺言を書くことによって、遺言の解釈が複雑になってしまうからです。どんなに仲の良い夫婦であっても共同で遺言をすることはできませんので、必ず別々に作成しましょう。